

自動車地球温暖化対策実施方針

《 3 マイカー通勤多数 》

事業者名	坂戸市	事業所名	坂戸市役所		
取組措置		具体的取組措置	H30	H31	H32
03	自転車への転換の推進	坂戸市自転車の安全な利用に関する条例(平成26年9月30日制定)	○	○	○
(01)	自転車の安全利用の促進				
03	自転車への転換の推進	職員通勤時自転車等利用促進ガイドライン策定時(平成19年度)に駐輪場約30台分を増設。また、来庁者と職員用で分けた駐輪場(平成25年11月完成)、職員用を18台分増設。	○	○	○
(02)	利用しやすい駐輪場の設置・維持管理				
06	エコ通勤の推進	2km未満は極力自動車を使わないよう取り組んでいる。(2kmは通勤手当なし)	○	○	○
(01)	自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し				
06	エコ通勤の推進	職員用駐車場は全て有料化済み。	○	○	○
(02)	従業員用駐車場の有料化又は駐車場台数の削減				
06	エコ通勤の推進	毎週水曜日に実施	○	○	○
(03)	ノーカーデーの実施				
07	エコドライブの推進	ホームページにてエコドライブを啓発	○	○	○
(01)	エコドライブの啓発				

自動車地球温暖化対策実施方針

09 その他の必要な取組	職員通勤時自転車等利用促進ガイドラインに基づき年2回実施	○	○	○
(01)				